

ふじさわサイクルプランの見直しに向けた取組について（中間報告）

1 計画の位置付け

本市は、平成26年3月に「藤沢市交通マスタープラン」の自転車に関する部門別計画として、「ふじさわサイクルプラン」を策定しました。

また、平成29年に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に「自転車活用推進法」が施行され、その後、国及び神奈川県が自転車活用推進計画を策定したことに伴い、令和2年11月に、ふじさわサイクルプランを本市の「自転車活用推進計画¹」に位置付けました。

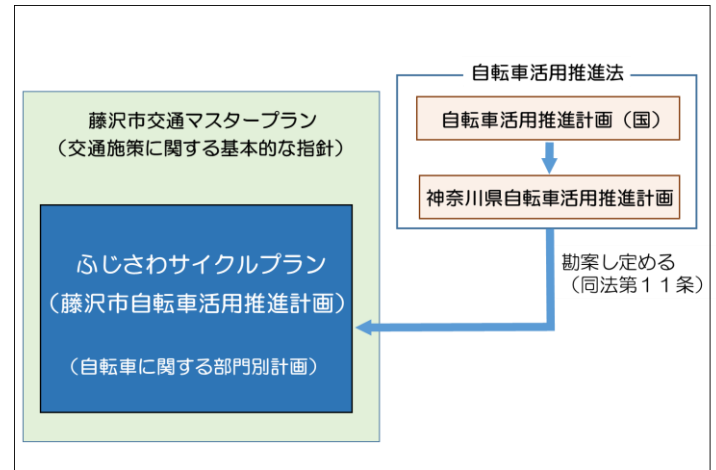


図1 計画の位置付け

2 見直しの背景・目的

本市は、ふじさわサイクルプランに基づき自転車施策を実施していますが、概ね10年が経過するなか、市内でシェアサイクルの実証実験が行われるなど自転車の活用が進む一方、交通事故発生件数に占める自転車関連事故の割合に増加傾向が見られるなどの課題があります。

また、国では、昨今の社会情勢の変化等を踏まえるとともに、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和3年に「第2次自転車活用推進計画」が策定されました。

そのため、現状の課題を踏まえつつ、現在見直し作業を進めている「藤沢市交通マスタープラン」に即した自転車施策を展開するとともに、自転車活用推進法の理念に基づき、自転車の活用を促進することを目的として、ふじさわサイクルプランを見直すものです。

3 見直しの視点

(1) 都市交通としての役割の強化

公共交通との連携を促進するなど、いつでも自転車が利用できる環境づくりを進めることで、身近な移動をはじめ、自転車の都市交通としての役割を強化します。

(2) 自転車の活用推進

国の自転車活用推進計画が「自転車の利用ニーズの高まり」や「情報通信技術の発展による他の交通モードとの連携」などの社会情勢の変化等を踏まえ見直されたことから、本市においても、身近な交通手段であり様々なメリットをもつ自転車のさらなる活用を目指します。

¹ 「ふじさわサイクルプラン」を、令和2年11月に自転車活用推進法が示す市町村自転車活用推進計画に位置付け、「ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）」とした。

4 将来像及び基本方針

将来像

自転車を活かし いきいきと健康で幸せに暮らせるまち

自転車の利用は、「環境負荷の低減」、「渋滞の緩和」、「健康の増進」、「災害時の移動手段確保」に繋がるなど、様々なメリットがあります。そこで、誰もが安全に安心して自転車を利用できる環境の整備を進めることで、都市交通としてより多くの役割を担うとともに、様々な場面において自転車の利用を促進し、自転車を利用して自由に移動でき、過度に自家用車に頼ることなく、健康で幸せに暮らせるまちを目指します。

基本方針1 自転車の利用環境が整うまちづくり

取組方針1. 安全で快適な自転車通行空間の整備

施策の方針

- (1) 自転車ネットワーク路線の設定・整備
- (2) 鉄道駅周辺の自転車通行空間整備
- (3) 安全・快適な自転車通行空間の確保

取組方針2. 鉄道駅周辺を重点とした利用者にやさしい駐輪環境づくり

施策の方針

- (1) 新たな駐輪スペースの確保
- (2) 既存駐輪施設の利用環境の向上
- (3) 駐輪施設の老朽化対策・長寿命化
- (4) 放置自転車対策の推進

基本方針2 自転車を安全に利用できるまちづくり

取組方針1. 交通ルールの遵守・マナーの向上に関する意識の醸成

施策の方針

- (1) 交通安全啓発活動の充実
- (2) 自転車通行空間整備にあわせた意識の啓発
- (3) 社会状況の変化に伴う交通ルール等の周知及び啓発

基本方針3 自転車を活用したまちづくり

取組方針1. 自転車の利用促進

施策の方針

- (1) 過度な自動車利用から自転車への転換
- (2) 公共交通との連携の促進
- (3) 自転車を活用した健康社会の実現
- (4) サイクルツーリズムの推進
- (5) 災害時における自転車の活用

5 計画に位置付ける主な施策

基本方針1 自転車の利用環境が整うまちづくり

安全で快適な自転車通行空間の整備と、鉄道駅周辺を重点とした利用者にやさしい駐輪環境づくりを進めます。

取組方針1-(1)自転車ネットワーク路線の設定・整備

【施策】自転車通行空間の整備

(取組内容)

- 実施スケジュールを示した「ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）【実施計画】²に基づき、自転車ネットワーク路線の自転車通行空間整備を推進します。



(鷗沼奥田線)
(自転車専用通行帯)

取組方針2-(2)既存駐輪施設の利用環境の向上

【施策】既存駐輪施設の利便性を高める方策の検討

(取組内容)

- 電動アシスト自転車や幼児2人同乗用自転車など、大型化している自転車でも止めやすい駐輪スペースの拡充を行うなど、駐輪ニーズへの対応を推進します。



(藤沢本町駅自転車駐車場)
(おもいやりスペース)

図2 整備の実施状況

基本方針2 自転車を安全に利用できるまちづくり

交通管理者などと連携を図りながら、自転車利用に関するルール等の周知・啓発を推進します。

取組方針1-(1)交通安全啓発活動の充実

【施策】交通安全教室等の推進

(取組内容)

- 従来の交通安全教室などに加え、より幅広い世代へ交通ルールの遵守・マナーの向上を促すため、デジタルコンテンツを活用した安全啓発活動を推進します。

取組方針1-(3)社会状況の変化に伴う交通ルール等の周知及び啓発

【施策】新たな交通ルール等の周知及び啓発活動の推進

(取組内容)

- 特定小型原動機付自転車³などの自転車と通行空間を共にする新たなモビリティに関する情報の周知を推進します。
- ヘルメットの着用率の向上に繋がる施策を推進します。
- 自転車損害賠償責任保険についての周知を推進します。

² 施策の実効性をより高めるため、自転車通行空間整備と駐輪環境整備についての実施スケジュールを示したものの。

³ 原動機付き自転車のうち、最高速度や定格出力などの一定の要件を満たしたもの。

基本方針3 自転車を活用したまちづくり

自転車をもつ様々なメリットを活かすため、自転車の利用を促進する取組を推進します。

取組方針1-(2)公共交通との連携の促進

【施策】シェアサイクルの利用促進

(取組内容)

- 自宅から目的地はもとより、駅などの出先から次の目的地への移動など、必要な時に利用可能なラストワンマイルを担う都市交通としてシェアサイクルの利用を促進します。
- 藤沢市交通マスタープランの見直しにおいて重点施策とされている、「モビリティ・ハブ⁴の整備」や「ICT（情報通信技術）など新技術を活用した交通環境の整備促進」に、シェアサイクルを活用します。



図3 シェアサイクルの設置例
(湘南大庭市民センター)

取組方針1-(3)自転車を活用した健康社会の実現

【施策】健康増進に繋がる情報の発信

(取組内容)

- 有酸素運動による生活習慣病の予防やメンタルヘルスの改善への効果など、自転車と健康づくりに関する情報を発信することで、未病⁵改善に向けた取組みに自転車を活用します。



図4 モビリティ・ハブのイメージ
出典：国土交通省HP

取組方針1-(4)サイクルツーリズム⁶の推進

【施策】ナショナルサイクルルート⁷の利用環境の充実

(取組内容)

- ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道の利用環境の充実を関係機関と連携し進めます。



図5 太平洋岸自転車道
出典：太平洋岸自転車道HP

取組方針1-(5)災害時における自転車の活用

【施策】災害時の情報伝達や被災状況の把握への活用

(取組内容)

- 災害発生時は公共交通の不通や道路の閉塞など、あらゆる交通遮断が想定されるため、機動的な移動手段である自転車を発災時の移動手段として活用します。

⁴ 様々な交通モードの接続・乗換拠点。

⁵ 「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念。

⁶ 自転車を活用した観光。

⁷ 日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たすルートとして国が認めたもの。本市では国道134号が該当。

6 進行管理

【進行管理の考え】

計画を推進するため、定期的に施策の進捗状況を把握し評価することで見直しを図るPDCAサイクルを用いて進行管理を行います。

なお、評価は、施策の効果を確認するため、4つの評価指標を設けて行います。

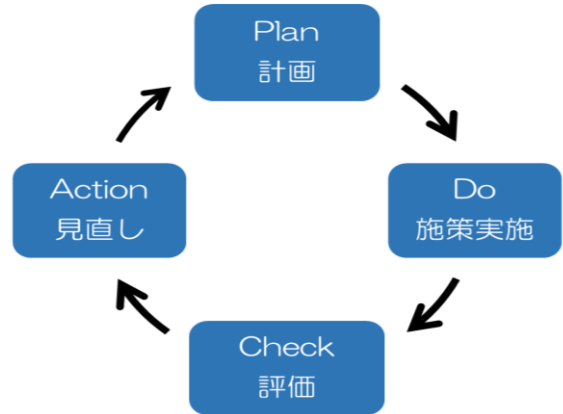


図6 PDCAサイクルに基づく進行管理

基本方針		評価指標
基本方針1	自転車の利用環境が整うまちづくり	自転車の走りやすさの満足度
		駐輪施設の場所や設備の満足度
基本方針2	自転車を安全に利用できるまちづくり	自転車関連事故の割合
基本方針3	自転車を活用したまちづくり	週1回以上自転車に乗る人の割合

表1 評価指標

【進行管理体制】

市民、学識経験者、関係機関等で組織する「ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」で、計画の進行管理や評価、見直しの検討に関する協議を行うものとします。

7 今後の予定

今後は、12月7日（木）から実施予定のパブリックコメントや市民説明会等の意見を素案に反映し、計画（案）を令和6年2月市議会定例会及び「ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」に報告し、年度内に計画を改定します。

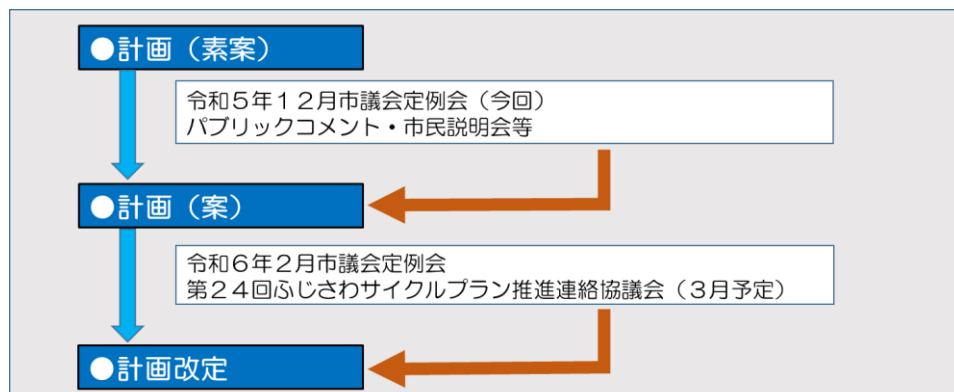


図7 今後の予定

以上
（事務担当 計画建築部 都市計画課）